

公益財団法人日本高等教育評価機構評議員及び役員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人日本高等教育評価機構定款（以下「定款」という。）第13条及び第28条の規定に基づき、公益財団法人日本高等教育評価機構（以下「本機構」という。）における評議員及び役員（以下「役員等」という。）の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第10条の規定に基づき置かれる者をいう。
- (2) 役員とは、定款第21条第1項の規定に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、定款第21条第2項の規定に基づき置かれる理事長、副理事長及び常務理事のうち、本機構を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。（次号の外部役員を除く。）
- (5) 外部役員とは、理事長、副理事長及び常務理事以外の役員をいい、評議員会及び理事会のみに出席する者をいう。
- (6) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。
- (7) 費用とは、職務の執行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費及び手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 本機構は、評議員、常勤役員、非常勤役員及び外部役員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第13条に定める金額の範囲内で、評議員会出席等、必要の都度、定額を支給することができる。
- 3 常勤役員及び非常勤役員の報酬は月額とし、外部役員に対しては理事会出席等、必要の都度、定額を支給することができる。
- 4 監事には、監査に係る職務遂行の対価として、報酬を支給することができる。
- 5 常勤役員には、毎年6月及び12月に、役員賞与を支給することができる。
- 6 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ、別に定める役員退職手当規程により、退職手当を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 本機構の評議員に対する報酬は、定款第13条に定める金額の範囲内において

て別表第1に定める額とする。

- 2 本機構の役員の報酬等の総額は、別表第2に定める額の範囲内とする。
- 3 本機構の常勤役員の報酬月額、別表第3のとおりとし、各々の報酬月額は、別表第3のうちから、理事長が理事会の議を経て、定めるものとする。
- 4 本機構の非常勤役員に対する報酬は、別表第4のとおりとし、各々の報酬額は、別表第4のうちから理事会の議を経て、理事長が定めるものとする。
- 5 本機構の外部役員に対する報酬は、別表第5に定める額とする。
- 6 本機構の監事の監査に係る報酬は、別表第6に定める額とする。
- 7 常勤役員に対する役員賞与は、別表第7に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等の報酬等は、通貨で直接支給する。ただし、役員等がその者の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

- 2 報酬等は、法令により報酬等から控除すべき額及び本人から申出のあった立替金等を控除し、その残額を支給する。

(報酬の支給日)

第6条 常勤役員の報酬の支給日については、本機構の職員給与規程第3条を準用する。

- 2 非常勤役員の報酬は、その月の職務遂行の対価を翌月10日に支給する。ただし、その日が休日に当たるときは、その日の前において、その日に最も近い休日でない日を支給日とする。
- 3 評議員及び外部役員の報酬は、会議の開催日の属する月の翌月末までに支給する。
- 4 監事の監査に係る報酬は、監査の実施日の属する月の翌月末までに支給する。

(通勤費)

第7条 常勤役員及び非常勤役員には、その通勤の実態に応じて通勤費を支給する。

- 2 通勤費の額は、本機構の職員給与規程第13条を準用する。

(費用)

第8条 本機構は、役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(日割計算)

第9条 新たに役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 役員等が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退職又は解任の場合の報酬額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 前項の規定にかかわらず、役員等が死亡により退職した場合には、その月までの

報酬を支給する。

(端数の処理)

第10条 この規程により計算した額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。

(公表)

第11条 本機構は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(雑則)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の議を経て行う。

2 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の議を経て、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人日本高等教育評価機構の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年6月23日から施行する。

別表第1（第4条関係）

評議員の報酬（単位：円）

区分	評議員会等出席の都度
評議員	11,000

税表 月額表乙適用

別表第2（第4条関係）

役員報酬及び賞与の年間総額（単位：円）

区分	報酬等総額（年額）
理事	40,000,000
監事	500,000

別表第3（第4条関係）

常勤役員報酬月額（単位：円）

号俸	報酬月額
1	724,000
2	780,000
3	838,000

税表 月額表甲適用

別表第4（第4条関係）

非常勤役員報酬（単位：円）

号俸	1日当たり（職務遂行の対価）
1	20,000
2	25,000
3	30,000

税表 月額表乙適用

別表第5（第4条関係）

外部役員報酬（単位：円）

区分	評議員会・理事会出席の都度（注）
理事・監事	11,000

税表 月額表乙適用

（注）評議員会・理事会が同日に開催される場合は、1回とする。

別表第6（第4条関係）

監事の監査に係る報酬（単位：円）

区分	監査の都度（注）
監事	20,000

税表 月額表乙適用

（注）別表第5の評議員会・理事会出席の場合を除く。

別表第7（第4条関係）

常勤役員賞与

基準日在職の常勤役員の報酬月額×計数

- 1 基準日とは、6月1日及び12月1日をいう。
基準日前1か月以内に退職した常勤の役員についても、同様とする。

2 計数

- ① 報酬月額に100分の25の割合を乗じて得た額
- ② 報酬月額に100分の20の割合を乗じて得た額

の合計額に

6月に支給する場合は100分の160

12月に支給する場合は100分の175

の割合を乗じて得た額に、

基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- | | |
|----------------|----------|
| (1) 6か月 | 100分の100 |
| (2) 5か月以上6か月未満 | 100分の80 |
| (3) 3か月以上5か月未満 | 100分の60 |
| (4) 3か月未満 | 100分の30 |